

2015年8月19日

明治大学知的財産法政策研究所 (IPLPI) シンポジウム

著作権集中管理団体と競争法のあり方

－JASRAC 最高裁判決を契機に－

文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業 (平成 23－27 年度)

「情報材の多元的価値と、創作・利用主体の役割を考慮した知的財産法体系の再構築」

主催者挨拶

金子敏哉 (明治大学法学部准教授)

本日は猛暑の折、ご多様にも関わらず本シンポジウムにご参加をいただきありがとうございます。研究代表者の中山特任教授が本日欠席のため、代わりまして主催者を代表してというよりは前説のような形になりますけれども、ごあいさつを申し上げます。

私どもの研究プロジェクトでは、研究テーマの一つとして知的財産法と競争法との関係を取り扱っております。知的財産法と競争法とは、いずれも市場における公正な競争秩序の実現を目指すものでありますが、その基本的な規制の手法は大きく異なります。

知的財産法は情報材の検索のために一定期間の独占権を与えるのに対して、競争法は独占による弊害を防ぎ、適切な自由競争を目指すためにさまざまな規制を行うものであります。

本日は学習院大学の久保直樹教授と明治大学の瀧麻依子研究員に企画をお願いし、知的財産法と競争法との関係をめぐるさまざまな問題の中から、特に「著作権集中管理団体と競争法のあり方」をテーマとして設定をし、シンポジウムを開催することとなりました。

このテーマについてはご案内のとおり、JASRAC による放送局への包括徴収方式が独占禁止法に違反するかどうかをめぐり、最高裁判決を踏まえて現在審判手続きが再開されているところであります。そこでは、特に包括徴収方式による取引コストの削減が正当化事由として認められるかどうかと、このようなことが争点となることが想定されます。

著作権の集中管理については、かつての仲介業務法による許可制の下で、音楽著作権については JASRAC による法的な独占の下で行われてきました。しかし、2000 年の著作権等管理事業法により登録制に移行し、新たな管理事業者も法的には参入可能な状況となり、実際に今回の訴訟の原告でもあるイーライセンスなど、幾つかの事業者が参入したところであります。もっとも、管理事業法の施行から 10 年以上が経過した現在においても、管理楽曲数などの点では JASRAC のシェアが非常に大きいという状況であります。

このような状況を競争法と集中管理制度の趣旨から見てどのように評価するのか、著作権の集中管理事業がどのようにあるべきなのかを、本日のシンポジウムではご議論いただければと考えております。集中管理制度が集中して管理することによるコストの削減を制度の趣旨とすることからすれば、利用の窓口は 1 本であるほうが良いという考え方もあれば、他方で複数の管理事業者間の競争により、多種多様な利用条件を権利者と利用者が選

択できると、そのほうが望ましいという意見もあります。そして、いずれかの方向を目指すとしても、法による介入をどこまで行うべきかどうかということもめぐっても議論のあるところでもあります。

本日は第一部の基調講演において、著作権等管理事業法の制定に深く携わられた川瀬先生に集中管理事業の現状と課題についてお話をいただき、続いて滝澤先生に競争法の観点から今回の JASRAC をめぐる最高裁判決についてご検討をいただきます。第二部では、さらに3人の登壇者によるご報告も踏まえて、渚研究員の司会の下、パネルディスカッションを行います。

報告ではまず、音楽著作権といえはこの方という感じではありますが、安藤先生にご登壇をいただき「なぜ JASRAC の独占は崩れないのか」というかなり刺激的なタイトルでございしますが、これでご報告をいただきます。さらに、大久保先生から集中管理事業の市場という、対権利者という意味での川上の市場と対利用者という意味での川下の市場、このような二面性・両面性を有する市場の特質について、競争法の観点から報告をいただきます。さらに、今村先生からは欧州の集中管理事業の状況についてご報告をいただく予定となっております。

外の天気にも負けない熱い議論となることが想定されますが、最後までよろしく願いいたします。